

## 第28号議案

# 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

### 1 条例改正の概要

民間労働法制において、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、時間外労働について、平成31年4月から上限規制等が導入されることとなった。

また、国家公務員においても、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則において定めることとされた。

学校教育職員(区固有教員)については、勤務時間外に業務を命ずる際には、以下の項目いわゆる超勤4項目に限定され、超過勤務を行うことのできる上限時間を定める等の措置を講じる。

(参考)『超勤4項目』

- イ 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- ロ 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- ハ 職員会議(設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。)に関する業務
- ニ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務

### 2 改正内容

超過勤務に関しその上限時間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

### 3 規則に規定すべき事項

国家公務員における人事院規則に準じて規定する。

(参考)

- (1) 1ヵ月について45時間以下、1年について360時間以下
- (2) 他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員
  - 1ヵ月について100時間未満、2～6ヵ月平均で80時間以下、
  - 1年について720時間以下

### 4 施行時期

平成31年4月1日から適用する。

新旧対照表

○学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

新	旧
<p>(超過勤務)</p> <p>第8条 教育委員会は、公務のため臨時または緊急にやむを得ない必要がある場合には、職員に対し、第3条、第4条および第6条に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務（以下「<u>超過勤務</u>」という。）をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、規則で定める場合に限り、これを命ずることができる。</p> <p><u>2 超過勤務に関しその上限時間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</u></p> <p>（3歳に満たない子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）</p> <p>第9条の2 教育委員会は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、<u>超過勤務</u>をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>（第2項および第3項省略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）</u></p> <p><u>2 学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成21年品川区条例第29号）の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>第5条第1項中「第8条」を「第8条第1項」に改める。</u></p>	<p>(超過勤務)</p> <p>第8条 教育委員会は、公務のため臨時または緊急にやむを得ない必要がある場合には、職員に対し、第3条、第4条および第6条に規定する正規の勤務時間以外の時間において勤務することを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、規則で定める場合に限り、これを命ずることができる。</p> <p>（3歳に満たない子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）</p> <p>第9条の2 教育委員会は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、<u>第8条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）</u>をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>（第2項および第3項省略）</p>

新旧対照表

○学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

新	旧
<p>(学校教育職員の超過勤務および休日勤務)</p> <p>第5条 学校教育職員(給与条例第12条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける者を除く。次項において同じ。)については、原則として超過勤務(学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成20年品川区条例第22号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する勤務をいう。次項において同じ。)および休日勤務(勤務時間条例第11条および第12条の規定による休日ならびに勤務時間条例第13条第1項の規定により指定された代休日における勤務をいう。次項において同じ。)を命じないものとする。 (第2項省略)</p>	<p>(学校教育職員の超過勤務および休日勤務)</p> <p>第5条 学校教育職員(給与条例第12条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける者を除く。次項において同じ。)については、原則として超過勤務(学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成20年品川区条例第22号。以下「勤務時間条例」という。)第8条に規定する勤務をいう。次項において同じ。)および休日勤務(勤務時間条例第11条および第12条の規定による休日ならびに勤務時間条例第13条第1項の規定により指定された代休日における勤務をいう。次項において同じ。)を命じないものとする。 (第2項省略)</p>